

令和７年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（適用期限のない関税制度の変更）

要望元：こども家庭庁成育局保育政策課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		こども・子育て支援加速化プランに基づく制度改正等に伴う税制上の所要の措置								
改正要望の内容		子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４７号）により新設された乳児等通園支援事業について、給食用脱脂粉乳に係る関税の無税化を創設する。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
		—								
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		令和７年４月１日以降								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		① 現状 給食用脱脂粉乳に係る関税が無税とされていることにより、栄養価が高く、安全な脱脂粉乳が安価で提供され、保育所等において保育を受ける児童の福祉の向上が図られている。 ② 問題点 新たに創設した乳児等通園支援事業は、保育所等において、乳幼児に対して適切な遊び及び生活の場を与えるものであり、食事の提供を行うことも想定されるところ、乳児等通園支援事業を行う施設の乳幼児に対しても、栄養価が高く、安全な脱脂粉乳が提供されるために、また、すでに脱脂粉乳に係る関税が無税とされている施設との公平性を担保するために、同様の優遇措置を講ずる必要がある。								
改正の必要性と目的達成の見通し		① 改正の方向性 乳児等通園支援事業を行う施設の乳幼児に対しても、栄養価が高く、安全な脱脂粉乳が提供されるようにするとともに、現行、脱脂粉乳に係る関税を無税とする措置が講じられている保育所等との公平性を担保する等の観点から、乳児等通園支援事業についても、脱脂粉乳に係る関税を無税とすることとする。 ② 改正目的達成予定時期 令和７年４月１日以降。								
改正の効果と妥当性		① 改正によって期待される効果 乳児等通園支援事業への税制措置を行うことにより、乳児等通園支援事業を行う施設の乳幼児に対しても、栄養価が高く、安全な脱脂粉乳が提供され、乳幼児								

	の福祉の向上が期待される。 ② 改正によって生じうる影響 具体的な額の算定は困難であるものの、税収に一定の影響を生ずる可能性がある。 ③ 改正の妥当性 すでに脱脂粉乳に係る関税が無税とされている保育所等との公平性や、上記の期待される効果等を鑑みれば、乳児等通園支援事業についても対象に加えることが妥当である。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 こども家庭庁政策評価基本計画におけるこども家庭庁の政策体系 ＜こども政策の推進＞ - こども政策の総合的な推進 (略) - 保育対策及びこども・子育て支援対策に関する施策の推進 4～8. (略) ② 当該政策評価の結果と改正の関係 — ③ 政府方針と改正の関係 経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）において、改正子ども・子育て支援法等を始めとして、加速化プラン盛り込まれた施策を着実に実施することとされている。今般新設した乳児等通園支援事業についても脱脂粉乳に係る関税を無税とすることで、加速化プランに盛り込まれた施策の着実な実施に資すると考えられる。 ④ 関連措置 —

○ 改正経緯

これまでの改正状況	平成 29 年度税制改正において、子ども・子育て支援法による企業主導型保育事業の施行に伴い、給食用脱脂粉乳に係る関税を無税とする施設の対象に、同事業に係る保育施設を加えている。
措置による効果	企業主導型保育事業の実施件数が増え、保育の受け皿確保及び待機児童の解消につながっている。